



不本意な契約は。 クーリングオフで契約解除!!

■消費者の強い味方

■クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘で契約をした場合、契約した日を含めて8日以内(マルチ商法などによる契約は20日以内)であれば、一方的に無条件で契約を解除できる制度です。

■契約は原則として守らなければなりません

しかし、訪問販売などでセールスマンの勧誘により、消費者が冷静な判断ができなくなり契約をしてしまうことがあります。このため、消費者に一定の期間(頭を冷やして考え直す時間)を与え、この期間内であれば無条件に契約を解除(または申し込みの撤回)できるようにしたものがクーリング・オフ制度です。

■クーリング・オフができる場合

■訪問販売や電話勧誘など、不意打ち性のある状態で契約をした場合であること。ただし、エステティックサロン、外国語会話教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービス取引については、消費者が店舗に出かけて契約をした場合でもクーリング・オフができます。通信販売により契約をした場合は除かれます。(業者が独自のクーリング・オフ規定を設けている場合は可能です。)

■契約をした日から8日以内であること。ただし、内職・モニター商法・マルチ商法などによる契約は20日以内であること。

■平成25年2月から法律が変わり、訪問購入もクーリング・オフ出来るようになりました。

■商品の種類などにより、クーリング・オフできないものもあります。詳しくは消費生活センターへお問い合わせください。

■クーリング・オフは書面で

クーリング・オフの通知は必ず書面(ハガキ)で行いましょう。電話など口頭で解約を申し出た場合、証拠が残らずトラブルになることがありますので、はがきの両面のコピーをとり、郵便局で特定記録扱いで発送すること。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同様の内容で送付します。

ハ
ガ
キ
の
書
き
方

例

契約解除通知書

契約年月日 平成×年×月×日
商品・サービス名 ×××××
契約金額 ×××××円

上記契約は解除します。支払済みの×××円を返金し、商品を引き取ってください。

平成×年×月×日
住所 ××××××××××
氏名 ××××× 印

■クーリング・オフの手続きをすると、無条件で解約となります。

◎支払済みの代金は、全額返金となります。

◎損害賠償金や違約金などは一切支払う必要はありません。

◎商品の引き取りは販売業者の負担となります。

■期間を過ぎてもあきらめないで

誤認や困惑による契約は消費者契約法により取り消すことができます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまった場合でも、あきらめずにすぐに消費生活センターに相談してください。

盛岡市消費生活センター

電話:019-624-4111